

# 三密を避けて、 かんたん確定申告

問久留米税務署 ☎32-4461

今年度の確定申告期間は、2月16日(火)～3月15日(月)。「申告会場はいつも混雑していて、時間がかかるからなあ」という人に、申告会場に行かずに申告する方法をご紹介します。待ち時間なく、感染症の心配もありません。コロナ禍の今こそ、いつもと違う申告にチャレンジしませんか。



## ネット環境がある人

### ① ネットで完結！電子申告(e-Tax)

スマートフォンやパソコンを使って自宅で申告ができます。「難しそう」と尻込みしてしまいそうですが、意外と簡単です。方法は2つあります。

#### ● 税務署でID・パスワードの交付を受けて、申告する

事前に税務署へ行き、ID・パスワードの交付を受けます。後は自宅で国税庁ホームページにアクセス。ID・パスワードを使って申告書を作成し、送信します。ID・パスワードは、翌年以降も使用できるので、大切に保管しましょう。

ID・パスワードは、本人確認書類(運転免許証など)を持参すれば、いつでも交付が受けられます。混んでいない今のうちにぜひ。

#### ● マイナンバーカードを使って申告する

マイナンバーカードとICカードリーダー(もしくはマイナンバーカードの読取りができるスマートフォン)を準備して、国税庁のホームページ内で申告書を作成し、送信します。対応機器を持っている人向けの方法です。

## やってみました！ スマホで申告

スマートフォンで、昨年分の医療費や寄附金控除の申告をしました。画面の案内に沿って入力をするだけで、10分ほどで申告完了。無事に所得税と市県民税の還付を受けられました。簡単で、おすすめです。



市税務課 岡田さん

## ネット環境がある人

### ② ホームページで作成し、 郵送で提出

手書きで申告書を作るのは至難の業。でも、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って入力をするだけで、簡単に申告書を作ることができます。最後に印刷をすれば、申告書の完成。税務署に郵送で提出すれば、申告は完了です。

## ネット環境がない人、対面で書類をチェックしてほしい人

### ③ 申告の時期をずらす

医療費控除などの還付の申告なら、確定申告期間でなくても税務署で申告ができます。久留米税務署は1月4日から申告受付を開始し、3月以降も受付可能です。確定申告期間を避けて税務署に行けば、申告はぐっと楽になります。

※対面でのチェックが不要な人は、手書きで申告書を作成し、郵送で提出することもできます

★確定申告の詳しい情報は、国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp>をご覧ください。